

ピリオド

終止符

秘密法廃止!!
広島ネットワーク機関紙
730-0805
広島市中区十日市町1-5-5
日本ジャーナリスト会議広島支部内
hiro9@opal.plala.or.jp
No.4 2014年4月25日



黄色と赤のものを着たり 身につけてきてください

戦争をする国 **NO!**
安倍政権の暴走 **STOP!**

5/3 秘密法廃止を求める
広島市民デモ
(土)

主催 秘密法廃止! 広島ネットワーク
広島県9条の会ネットワーク



16時30分 原爆ドーム前で集金
▽ 子宅出発
▽ 紙屋町交差点
▽ 鐘城通り (広電宇品線沿い)
▽ 平和大通り
▽ 中央郵便局前で解散

秘密法廃止を求める請願署名に協力をお願いします。集約日は5月25日(日)です。
署名送り先 日本ジャーナリスト会議(JJC)広島支部内 秘密法廃止! 広島ネットワーク
〒730-0805 広島市中区十日市町1-5-5 坪池ビル2F 電話082-231-3005

5月3日、憲法集会のあと、16時30分から、秘密法廃止を求めるヒロシマ市民デモを行います。

昨年12月、秘密法を強行採決した安倍政権は、解釈の変更によって集団的自衛権を認め、アメリカのする戦争に協力する道を行っています。

「戦争する国NO!」の声をあげ、安倍政権の暴走を止めましょう。

派手に明るくいきたい、と思います。「秘密法廃止! 広島ネットワーク」のシンボルカラーは「赤」と「黄」です。赤や黄のシャツ、バンダナなどなどでいらしてください。

そういうのはちょっと、という人も遠慮なくお越しください。厚紙でつくった「戦争NO! 9条まもれ」のプレート(?)が待っています(300枚作成)。

ガソリンスタンド顔負けの派手な、のぼりも作りました。5月3日(土)、16時30分、原爆ドーム前に集まってください。いっしょに歩き、声をあげましょう。

現在51,788筆(4月20日)

秘密法ネットはじめ、平和・民主団体、労組など県内の総合計
署名集約日 **5月3日(土) 広島憲法集会**

(県民文化センターホール)

まだまだ間に合います。5月3日の次は25日です。

次の学習会は
5月25日(日) 14時～16時
特定秘密法市民公開講演会
リーガロイヤルホテル広島
参加費無料
講師 **青木理さん**(ジャーナリスト)
主催 広島県保険医協会

●職場・地域・サークルで秘密保護法・集団的自衛権・憲法の学習会を開きましょう
講師要請は 広島県9条の会ネットワーク(082-222-0072 石口俊一法律事務所)
秘密法廃止広島ネットワーク(090-4650-1208 難波) まで。

戦争への道
秘密法廃止

広島
ネットワーク

原爆ドーム前
午後4時
30分集合

あなたを狙う 秘密保護法

(4) 何が罪となり、どんな罰が待っているのか

●漏らしても取得しても懲役10年

知り得た特定秘密を漏らすと10年以下の懲役か、プラス1000万以下の罰金です。秘密を取得した場合も同じ。

米兵が基地外で交通事故、レイプなどを犯してもほとんど起訴されません。それは日本側が裁判権を行使しないという密約を結んでいるからです。

これ以外にもさまざまな特権が米軍にはあります。外務省の機密文書「日米地位協定の考え方」にはその内容が記されていますが屈辱的な内容です。琉球新報が手に入れ、本になりました。こういう行為は間違いなく罪となる。隠された秘密を暴くことができなくなります。

●漏らすつもりがなくても罪

故意ばかりでなく過失でも罪になります。漏えいは2年以下の禁錮または50万円以下の罰金。取得の場合は1年以下の禁錮または30万円以下の罰金です。刑法38条1項には「罪を犯す意思のない場合には、罰しない」とあります。過失行為には違法性が低いから罰せられない。

しかし、秘密保護法は「過失による漏えいであっても、国の利益や国民の安全の確保に大きな影響を及ぼすことは、故意による場合と変わりがない」という立場です。秘密情報の入ったパソコンを盗まれても、秘密とは思わず話したことも犯罪になるのです。

●共謀・教唆・煽動の罪

共謀(きようぼう)とは、共同で悪事をたくらむこと。教唆(きようさ)とは、そそのかすこと。煽動(せんどう)とはあおりたてること。5年以下の懲役です。かりに社会保障について検討する会議があったとします。そのな

かで特定秘密にかかわることとは知らず会議の話題になり、もっと調べようということになりました。そのことが共謀の場とされかねない。

厚労省に電話して尋ねたら教えてくれないうえに教唆だと告発され逮捕。厚労省前で「情報を開示せよ」と集会を開い

たら煽動です。



●未遂でも罪

秘密を漏らすこと、手に入れようとするものの未遂(みすい)も罪になります。

「犯罪の実行に着手してこれを遂げなかった」(刑法43条)というのが未遂です。秘密漏えい、取得の未遂とはどういう状況をさすのでしょうか。何をもって実行に着手したといえるのでしょうか。きわめて曖昧です。曖昧だということは、拡大解釈され濫用されるおそれ大きい。

政府が知られたくないことに近づくな、ということでしょう。悪政は野放しになります。